版權所有

BULLETIN DE LA SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

大日本監獄協會雜誌

明治二十三年十一月發兌

第參拾壹號

大日本監獄協會

大日本監獄協會規則

第一條　本會ハ大日本監獄協會ト稱ス

第二條　本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事業及ヒ監獄關係事業ノ改進ヲ翼贊スルニ在リ

第三條　本會ノ事業ハ左ノ如シ

一　監獄事業ヲ奬勵スル事

二　不良少年感化事業ヲ奬勵スル事

三　出獄人保護事業ヲ奬勵スル事

四　貧民ノ救助及ヒ教育ニ關スル事業ヲ奬勵スル事

五　諮問及ヒ質問ニ答フル事

六　懸賞文ヲ募ル事

七　監獄ニ關スル雜譯並ニ著述ヲ爲ス事

八　監獄ニ關スル圖書ヲ出版スル事

九　本會ノ雜誌ヲ發刊スル事

十　監獄衛生ヲ奬勵スル事

十一　萬國監獄公會、萬國監獄委員及ヒ各國監獄協會トノ通信、往復其他ニ關スル事

第四條　本會ハ毎月常集會ヲ開キ會務ノ相談ト事業ノ相談ト學問上ノ研究、講義、講談、討論、談話等ヲ擧行スヘシ

第五條　雜誌ハ毎月一回發刊シテ會員ニ各項ツ雜誌ニ揭載スル事項ハ左ノ如シ

一　本會ノ事業ニ關スル事

二　監獄學并ニ獄務ニ關スル法令

三　衛生ニ關スル事

四　統計ニ關スル事

五　會員ノ通信又ハ寄書

六　本會記事

七　雜報

第六條　本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

推戴員

名譽會員

特別會員

四　維持會員

五　正員

第七條　推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方ナリトス

名譽會員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス

特別會員ハ特ニ監獄事業又ハ監獄關係事業ニ功勞アルモノトス

維持會員ハ本會ニ關スル議事其ノ他一切ノ事ヲ擔當スルモノトス

正員ハ總會及ヒ常集會ニ出席スルノ權利ヲ有シ本會雜誌購讀ノ義務アルモノトス

第八條　推戴員ハ皇族ニ請フテ其ノ許諾ヲ受ルモノトス

名譽會員及ヒ特別會員ハ議員全体ノ發議ニ因リ本會ニ於テ撰擧スルモノトス

第九條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

總裁

會長

副會長

庶務局長

調査局長

主幹

庶務委員

調査委員

議員

特別調查委員

第十條　會長以下ノ役員ハ其ノ任期ヲ一ケ年トシ毎年ノ總會ニ於テ改撰ス但シ再撰セラルルヲ得

第十一條　役員ハ總テ名譽職トス

第十二條　總會ハ毎年四月ニ之ヲ開ク

第十三條　維持會員ハ毎月會費金五拾錢ヲ納ムヘシ

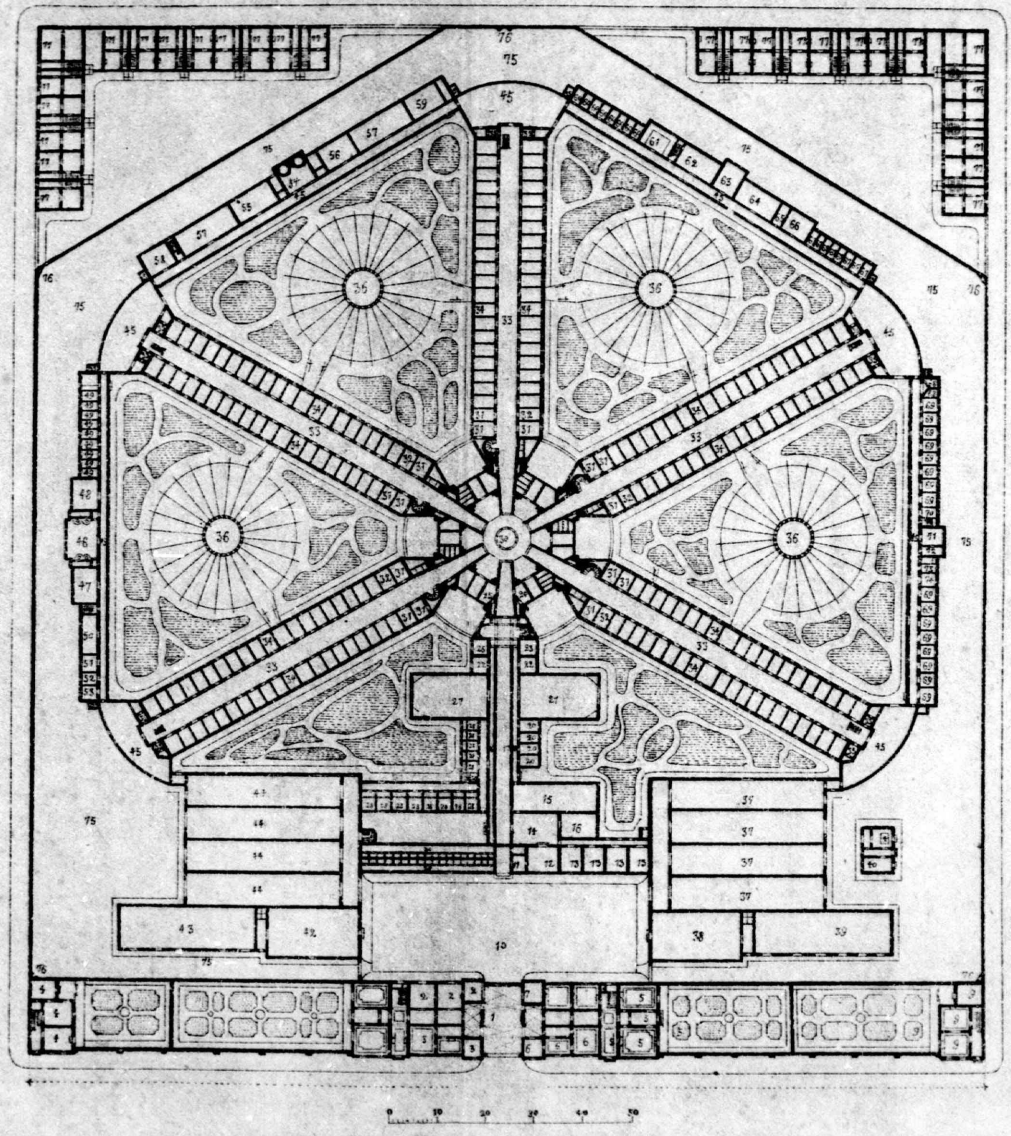
第十四條　撰擧ハ總テ維持會員之ヲ行フ

明治廿三年七月十三日改正

第參拾一號目次

○監獄圖……一
○加入人名……一
官報
件……五
○六
譯
○博士ワインス氏……正員神谷彦太郎九
○一監獄囚員論……正員武田英一一三
○千八百九十年開設露國聖彼得堡府萬國監獄會議議題……正員武田英一一三
○露國萬國監獄會議第二部第二問の答……正員加地鈔太郎一七
○第二問の答……正員野村泰亨一七
○看守學校……正員久野三吾二九
○獨逸國不良幼者感化場……正員久野三吾二九
監獄官練習
件……三三
○三
統計
○萬國監獄會議統計表……四三
○佛國巴里府マザー分房監……四四
○四
統計
○千八百八十年六月一日現在北米合衆國在監人……四五
通信
○神奈川縣監獄署ト關スルメールガゼット兩新聞の記事……四九
○監國万國會議ニ於ケル日本出題第八問の答……五一
寄書
○本會雜誌第廿八号字川君看守押丁設置程度意見書ヲ讀ム……正員問鳴賀集五五
○監獄の位置……正員山崎柳藏五七
○ニ
本會記事
件……五九

PROJET D'UNE PRISON CELLULAIRE POUR 600 DETENUS



1 監門
2 典獄ノ官舎
3 看守長ノ官舎
4 看守副長ノ官舎
5 用度官ノ官舎
6 門監官舎
7 門番所
8 教誨師官舎
9 内庭
10 前室
11 典獄詰所
12 属員詰所
13 書記應接所
14 書記課
15 会計課
16
17 歩廊
18
19 代言人扣所
20 管理委員詰所
21 前室
22 授業師詰所
23 看守長詰所
24 看守詰所
25 夜間看守詰所
26 用度官詰所
27 訊問所
28 懲罰房
29 應接場
30 中央看守所
31 看守事務室
32 衣服庫
33 分房前廊
34 監房
35 流シ場
36 運動場
37 倉庫
38 看守見張所
39 分房馬車置場
40 死体置場
41 死体檢査室(解剖時ニ用ユ)
42 囚徒面接人等扣所
43 建築用材木置場
44 貨品臨時藏庫
45 巡警路
46 炊事場
47 消毒品置場
48 洗濯場及ポンプ置場
49 練毛場
50 細工場
51 塗物場(又ハペンキ類ヲ用ユル所)
52 鐵工場
53 鑄鉄場
54 パン製造所
55 パン置場
56 練粉場
57 練粉置場
58 調粉所
59 倉庫
60 洗濯所
61 洗濯入扣所
62 乾場
63 寫吹場
64 死體物取入場
65 洗濯物仕上場
66 汚穢物置場
67 浴室
68 病室附屬浴室
69 病室
70 食堂
71 醫局詰所
72 藥劑師詰所
73 醫局
74 診察所
75 巡警路
76 看守官舎
77 看守官舎

0 10 20 30 40 50

此は本年の萬國萬國會議に白耳義國監獄局長ステバン氏より提出したる六百囚を監禁すべき分房監獄の圖案とす其敷地は三万九千七百メートル平方を要すと云ふ曾て本誌第二十八號記事欄内に其大要を掲記せしが今更に全圖を刻し會員諸君の參考に供す蓋し本圖は監獄建築上最新の圖案なれば目下改築若くは新築に從事せらるゝ方々の爲めには熟覽すべき價値あるものと信ず

佐野尚誌

大日本監獄協會雜誌第三十一號

明治二十三年十一月

○

○本年九月以來正員として本會へ加入せられたる諸君は左の如し

新潟縣　柴崎セイ君　白井勇松君　後藤久松君
小森元治君　本間正安君　星山文治君
渡邊林藏君　井筒幸三郎君　田代源次君
土屋久助君　水野鉦作君　阿部政一君
宮島孫次君　原助太郎君　松井謙次郎君
鈴木常四郎君　櫻井澤吉君　川島新十郎君
松谷種吉君　知野勇七君　佐治謹助君
笠原宇吉君　大島吉藏君　大井大介君
石黒幸吉君　齋藤勝太郎君　關　鋼平君
水野準藏君　齋藤常重君　大瀧忠次郎君
井上三作君

加入人名

加入人名

滋賀縣　山田嘉三君

岡山縣　服部宇七郎君

三重縣　杉井成禮君

北海道廳　折田周八君　岩田敬顯君

速水民之助君　曾根清君　小林繁太郎君

齋藤賢治君　堀内豐吉君　家村市熊君

村田啓藏君　相馬謙之助君　建部雄之助君

山崎勇太郎君　高橋永吉君　中居六三郎君

小林繁吉君　村上元治君　山下永治君

藤井虎三郎君　種田孝太君　相馬讓治君

小川恭之助君　成田重次郎君　青柳吉章君

佐野保二君　藤原粂之助君　上原覺之丞君

林豐治君　松見八太郎君

神奈川縣　小野良風君

加入人名

東京府　大野菊太郎君

栃木縣　山田信兵衛君

群馬縣　福山鉄藏君

大坂府　宇野立吉君　野村維孝君

兵庫縣　清水昇君　室谷時期君　人見爲治君

山下里三郎君　大期榮吉郎君　川崎勝藏君

安原重三郎君　内藤辰之介君　堀時安君

岡田角二郎君　西村米藏君　佐鄕龜太郎君

稗島サク君　梨本ヤエ君　河本源四郎君

池田末吉君　黒川貞君　小向伊太郎君

本田大助君　吉田總之助君　植村房之助君

中野義忠君　添田タイ君　山中フネ君

村田フヂ君　西村ミネ君　阿部誠一君

米本四郎君　宮島猛君　上島英行君

久保　鉄君　矢嶋三男君　松本　榮君
島根縣　佐藤啓吉君　石本仙太郎君　木村福次郎君
梶谷七郎君　楢原慶三郎君　遠藤宗之丞君
長坂伯繼君

自明治二十三年十月十六日
至明治二十三年十一月十七日

裁判所

官報

●司法省訓令第四號

訴訟法中辨護士ノ執ル可キ事務ハ追テ辨護士ヲ置カルヘキニ付當分ノ内代言人之ヲ取扱フ儀ト心得ヘシ但上席檢事ハ此旨管内代言人ヘ通達スヘシ

明治二十三年十月十八日　司法大臣　伯爵　山田顯義

●内務省訓令第三十九號

府縣

二十三年度經常歳出科目表府縣ノ教俸給及諸給ノ項中警部長俸給ノ次位ヘ參事官俸給及典獄俸給ノ二目ヲ新設ス

明治二十三年十月二十七日　内務大臣　伯爵　西鄉從道

●大藏省訓令第百四十號

金庫出納役

在監人所持金ノ儀ハ自今預金規則第一條第二項ニ準シ預金トシテ相預リ拂戻ノトキハ即時拂ノ手續ニ據リ取扱フヘシ

明治二十三年十月二十七日　大藏大臣　伯爵　松方正義

●内務省令第五號

重罪輕罪ノ公訴ノ判決ニ對シ控訴アリタル場合又ハ上告ニ由リ他ノ裁判所ニ移スノ言渡アリタル場合ニ於テ被告人拘禁中ノ費用幷ニ裁判確定ノ後囚人ニ係ル費用ハ總テ最前裁判言渡アリタル地方ノ監獄費ヲ以テ支辨シ其費額ハ一人一日金貳拾錢トス

但裁判確定後ノ囚人ハ汽車又ハ瀛船ニ依リ最モ押送ニ便ナル地方ニ在テハ原地方廳ノ請求ニ依リ送還スルコトヲ得此場合ニ於テハ護送官吏ノ旅費及囚人ニ屬スル費用ハ請求地方ノ負擔トス

明治二十三年十月三十一日　内務大臣　伯爵　西鄉從道

●辭令

任岡山縣典獄叙奏任官五等　岡山縣阿賀郡長正八位　松井良哉
任香川縣典獄叙奏任官六等　香川縣三野豊田郡長　田中義達
任富山縣射水郡長叙奏任官五等　香川縣典獄　新保利貞
任鳥取縣典獄叙奏任官六等　山梨縣監獄書記　黒澤友登
任福井縣典獄叙奏任官六等　福井縣監獄書記　萩原　雄
任愛媛縣典獄叙奏任官六等　愛媛縣属　野田直幹
任大阪府典獄叙奏任官五等　大阪府監獄書記　前田素志

任新潟縣典獄敍奏任官六等　小林三郎
任長野縣典獄敍奏任官六等　櫻井高尙
任福島縣典獄敍奏任官六等　林忞
任和歌山縣典獄敍奏任官六等　濱田時郎
任高知縣典獄敍奏任官六等　永松傳
敍奏任官五等　千葉縣典獄　福原元貢
敍奏任官六等　廣島縣典獄　島村安度
敍奏任官五等　山口縣典獄　岡村正諄
敍奏任官六等　宮城縣典獄　中村中
任巖手縣典獄敍奏任官六等　富山縣典獄　千々岩英一
任奈良縣典獄敍奏任官六等　巖手縣監獄書記兼巖手縣屬　本多保
任三重縣典獄敍奏任官六等　奈良縣監獄書記　宮地艮一
任德島縣典獄敍奏任官六等　大阪府監獄書記　新妻駒五郎
敍奏任官五等　德島縣監獄書記　千石學
敍奏任官六等　京都府典獄　小野勝彬
任兵庫縣典獄敍奏任官五等　神奈川縣典獄　小泉保直
任埼玉縣典獄敍奏任官六等　兵庫縣監獄書記　下見重愼
任群馬縣典獄敍奏任官六等　埼玉縣監獄書記　山室元吉
　群馬縣屬　福原三箴

任山梨縣典獄敍奏任官六等　山梨縣警部勤七等　井上眞平
敍滋賀縣典獄敍奏任官六等　滋賀縣監獄書記　佃宣正
敍愛知縣典獄敍奏任官六等　岐阜縣典獄兼岐阜縣屬　村井高正
敍栃木縣典獄敍奏任官六等　栃木縣屬　若山茂雄
敍奏任官六等　鹿兒嶋縣典獄　上村慶吉
任長崎縣典獄　長崎縣監獄書記　松本美飢
敍奏任官六等　長崎縣典獄　松本美飢
任青森縣典獄　青森縣監獄書記勤七等　石川慶吾
敍奏任官六等　青森縣典獄勤七等　石川慶弄
任秋田縣典獄　富山縣警部　白上俊一
敍奏任官六等　秋田縣典獄　白上俊一
任大分縣典獄　大分縣警部　出事
敍奏任官六等　大分縣典獄　出事
任山形縣典獄　山形縣警部　下山貫雄
敍奏任官六等　山形縣典獄　下山貫雄
任佐賀縣典獄　佐賀縣監獄書記勤七等　藤澤正啓
敍奏任官六等　佐賀縣典獄勤七等　藤澤正啓
任宮崎縣典獄　宮崎縣監獄書記　河俣敬幹
任奏任官六等　宮崎縣典獄　河俣敬幹

●雜事

監獄會議　愛媛縣ニ於テハ監獄上席、書記、看守長等ヲ召集シ去月十日ヨリ松山監獄ニ於テ獄務協議會ヲ開キ同十三日閉會セリ

監獄評議委員設置　內務省ニ於テハ監獄ノ建築四人ノ作業其他監獄ニ係ル重要事項ヲ審議セシムルタメ監獄評議委員ヲ設置セリ同委員ハ委員長一人、委員十三人ヲ以テ構成シ委員長ハ警保局長、委員ハ縣治局長、警保局長、內務省參事官二人、內務技師四人、建築二人、衛生二人、司法省參事官、裁判官、檢事ノ內二人、法學士二人ナリ

飜譯

○博士ワインス氏一監獄囚員論

正員　神谷彦太郎譯　東京

我合衆國州獄即ち中央獄の內千五百人以上の囚徒を拘禁するもの、四千人乃至千五百人を拘禁するもの九、五百人乃至千人を拘禁するもの十三、四百人乃至五百人を拘禁するもの一而して殘る十六の監獄は四百人以下の囚徒を拘禁せ然るに萬國監獄會議に於て表示せられたるところの監獄の學理に照すときは一監獄の囚員五百を以て最多數となせり且萬國會議議員中には四百囚を以て一層佳適なる

最多數なりと主張せし者少なきにあらさりし此佳適なる最多數四百の主張者中重もなる者は監獄學に該博なる佛蘭西のシャルル、ルカー氏とそ此の佳適なる標準に從ふときは我四十五の州獄中僅々十八個のみ其正しき制限內にあり又萬國會議に於て議定したる制限の內にあるものを數ふるに十九個とす而して十三個は皆多少制限外に出て倘ほ十三個は殆んと比較するを得さる程の懸隔あり殊に其內の四個は全く道理なき法外の大さなりと云ふへし

余は熱心に一の監獄內に於て適當に集收管理さるへき在監人の數に就はシャルル、カー氏の意見に同意するものなり蓋し氏に同意する所以の故は曾に之に依りて監獄勞動上の組織に一層の便益を得るのみならす此の如き監獄は其在監人の上に有力有効なる感化を施し得へき最好の斯望を確保するを得れはなり余は充分に刑事被告中の拘禁、初犯又は再犯以上の微罪者の短期監禁幷に重罪囚に於ける長期監禁の初期として分房制の最良法たるを是認するものなり余は曾に之を是認するのみならす以上の制限內に在ては分房制の實施必要缺くへからさるその強力の輿論速に興起せんことを切望そるなり然りと雖も今現に純然たる雜居

制又は分類制又はオーバルン制（晝間雜居、夜間分房）の存在するあとは疑ひなきところにして而して其れ等の法に或る修正を加ふるときは今日よりも尙ほ一層有益なるものと爲し得へきを以て我國の永久の監獄法たらしめんあと亦望み得へきものとす余は窃かに必す斯くなるへしと信するなり斯く云へはとて曾て長ふくの間非常の劇烈を以て爭はれたる論戰にして今幸に靜穩の有樣を保ちつゝある所の爭論を再燃せしめんとするものにはあらさるなり而かも尙ほシャルルカー氏とは最も熱心に爭決せさるへからさる一の證明あり其證明とは何そや曰く他なし分房内に於ける長日月の生活は個人的の感化（インヂビヂアルレホルメーション）を成就し能はさるのみならす集合的の感化（コルクチーブレホルメーション）力をも有せすとのあと是なり蓋し余は確信す集合的感化個人的感化とも合同法に在て生活及ひ勞動の善良なる敎育的及ひ規律的の組織に依るにあらされは決して之を成就し得へきの望みある能はさるあとを分房制は社交性に一致せさるのみならす分房制は集合的の元素を有せす焉んそ集合的の感化力を有し得へけん哉

長期の刑に處せらるゝ者の德義を再造せんとせは余か上に述へたる組織の力

に依るの外他に其の成効を期すへきものなかるへきなり

善良の監獄法と集合の雜居とは兩立すへきものにあらすと主張する輩は蓋し其種類の如何を問はす一の人類社會即ち組合の在る有れは其性質の如何を問はす必す一の輿論即ち一般の感情なるもの之れありとのあとを深く講究せさるの過ちに坐するものなるへし抑も此一般の感情を其自然に放委し其勝手自儘なる働きを爲さしめ其れ自ふを生長せしめ遂に過劇不法に陷ひるに至るあとを許さすして其の一般の感情を利用し之を受敎的のものとなし自由に變形し又は指揮し得るものと爲すあとに最も力を用ふへきは精勵且つ知巧なる政府の將に務むへきの分なりとす若し此一般の感情を如何にして利用をへきかを知ふす其利用の手段を盡ささるときは其瞬時より此有利有益なる大勢力の一致協贊を得る能はさるのみなふす却て其反對の爲めに大いに妨けふるへし斯の如くなるときは其政府の所爲に對し常に最も有力なる妨害物となり必す紛議失敗の重もなる原因となるへきなり之に反して此勢力を利用するを得は事の効を収むる亦易事のみ見すやローホースに於けるウイケルン氏メットレーに於けるドメッス氏アイル

ランドに於けるクロフトン氏バルドビールに於けるシヤルヽルカー氏マニツクに於けるヲバーメール氏ノルフォルクに於けるマコノチー氏ヌーシヤテールに於けるギーヨーム氏モスコドに於けるツルロハブ氏キリスチアニヤ於けるにペテルセン氏及ひデトロイトに於けるブロクウエー氏の最も高名なる成績は是れ重もに此一般の感情を利用して之を得たるに外ならさるなり

余は曾て自から監獄の長たりしかとなし然れとも實に八年間大寄宿學校の長として之を管理したり余は余の管理の最初六ケ月間に於て法律命令及ひ德義の維持に就き強き輿論即ち生徒一般の感情を造り爲そことを得たり此輿論の確立して後は余の都ての管理上の困難忽ち消滅に歸し一の攻擊も其以來法律命令及ひ德義の維持に對して起りしかとなく德義は最高の支配力を有し學校は自から能く恰當に其れ自身を支配したりき　(未完)

○千八百九十年開設露國聖彼得堡府萬國監獄會議議題

正員　武田英一譯　東京

第三部(前号の續き)

第四問　放免囚保護場及ひ保護會社の能く其職務の全部を盡すには、囚徒の未た自由を回復せさるに先ち、其家族の情境及ひ需要の如何を調査し、以て家族親情の維持を確實にするを要せさるか、又其家族を扶助し、其家の犯罪者を出たすか爲めに蒙ひる損害に對し之を保護するを要せさるか

囚徒の家族に對する此特別の保護は、如何にせは能く不良の感觸を與さしめそして其功を奏し、囚徒をして眞心改悛以て勤勉忠實の生活に復歸せしひるを得へきか

第五問　放免囚をして再ひ犯罪に陷ゐるあと無からしめ、社會をして放免囚の爲め再ひ損害及ひ擾亂を蒙るあと無からしめ、而して其放免囚の情況を世人に發露顯示せさるをして自由の生活中に在つて不便不安を感するあと無からしめんとそするには、放免囚保護場及ひ保護會社の施爲、善く警察公安に關する事務の施爲と相調和して背馳せさるを要すへし如何に調和するを最も其宜しきを得るものと爲すへきか

確定放免に至るまて官廳の監督に屬する假出獄囚に對しては公安上の利益必

要を顧慮し本人の情境に關する注意を拂酌して以て特別に此問題を研究するを要すへきか

第六問　從來研究施行したる改良及び進歩其社會の安寧及び各自の利益に對する保護罪人の改悛罪惡一般の豫防等刑事及び監獄に關する問題の眞誠なる性質と其問題の要重なる所以とを公衆に通曉せしむるには如何なる手段を用ひ如何なる方法に依るを最も精確にして最も有効なりと爲すへきか　(完)

○

○露國萬國監獄議會第二部第二問の答

正員　加地釣太郎譯　東京

匈牙利國ソフロン重罪監典獄エチエンヌドバルケー氏答(前號の續き)

我匈牙利に於ては司法省の需用品と雖も悉皆監獄に於て製作せす他者殊に海軍省の需用品に至りては監獄の供給を仰くこと甚た稀なり勿論我國に於て軍服の多分を監獄に於て製造するを見て孛國典獄ラウフエル氏は官業法の利を說くに當り我國の例を引用して以て孛國に行はるゝ受負法を難するの資に供したりと

雖も其實際を打明けて之を云ふときは同氏の舉言は全く當らずと云ふへし何となれは我監獄に於て軍服を製造するは間接に受負人の注文に基くものにして受負人に於て獨り工業の利益を壟斷し而して其製造法も亦多くは官業法にあらずして受負法に依るものなればなり

孛國に於ては軍服及其他の軍用品を監獄に於て製造せしめさるは他なし出師の場合に於て急に職工を必要丈增員するおとを得さるか爲め焦眉の急に應する能はさるに由るものなり然らば我國の眞誠なる狀況は如何余は之を謂ふおと能はす又當該官廳は直接に其注文を爲すか爲め錯置盡力する所あるか余又之を知らす余は知る唯監獄は受負人の手を經て軍服の注文を受くることを、故に余輩は仮令政府に於て直接に監獄に注文する方競爭の弊害を除き苦情を鎭制するに甚た利ありと信するも之を行ふは余輩の權内にあらされは暫く其實行を他日に期せさるを得す

然らは我國方今の狀況に付如何せは競爭の弊を消滅せしむるを得へきか是れ余輩の茲に一言せんと欲する所なり

余の管理するソフロンの重罪監に未た囚徒の到着せさる以前に當てやソフロンの工業者は已に將來の競爭あらんことを苦慮せり然るに今日は最早此苦情なく又決して之を生するか如きことなかるへし何となれは工業者に於て其競爭の害なきことを熟知したれはなりソフロンに於ては監獄製造品を獄員の外は他人に販賣せす）

斯の如くソフロンに於て競爭の害を絶ちたるは如何なる方法に由るか其七百名の在監人をして工業に從事せしむるには如何なる手段に出つるかと云ふに即ち左の如し

第一　當監獄の需用品を製造せしむ

第二　他の監獄の物品を製造せしむ

第三　下受負人の爲め其注文を受けて軍服を製造せしむ

第四　輸出に要する工業品を製造せしむ

第五　通常製造所に於てのみ製造する物品を製造せしむ

第六　從來匈牙利國内に於て製造するものなき二種の物品を製造せしむ

以上は是れ空言にあらすして余の實地施行する所ソフロンの獄を見たるものは皆能く知る所なり

余輩は官業工役法を以て最良なりとするものにあらす又受負工役法を以て適當なりとするものにもあらす余輩は或る工役の方法を希望し或る作業の種類を是非するものにもあらす唯余輩は嚴に其地方の有害なる競爭を避けて以て百事百物を撿案し其最良なるものを採用せんと欲するのみ

エッエンヌ、ド、バルケー述

○看守學校（承前）

獨逸國　ヤーゲマン博士著

正員　野村泰亨譯　東京

丙　經濟簿記、衛生の教科に至りては全く相異なる者あり夫れ監獄學の教課中にも亦此經濟簿記、衛生の諸科を設くへしと雖も將來高等監獄官たる者は皆大學校に於て授くる此諸科を修得するおそ願はしけれ將來の典獄たる者は固より此諸科を修むるを當然と爲す監獄會計吏員若くは典獄不在

の時之か代理となる者も當さに此諸科を學ふべし且監獄官志願人寡少なる爲め其普通豫備課程の區域甚た狹少なるときは固より此諸科を設けさる可らす然れとも教誨師の如きは此諸科を修むるを必要と爲さす且監獄醫官及ひ教誨師は固より監獄全体の盛衰には干繫すと雖も居常事とするは僅に各自專門の業務にして始めより將來典獄たるの志願あるにあらす故を以て必すしも理財法の課程を修むるに及はす然れとも醫師は大概大學の衛生學科を修むるを可とす今此に記載せし經濟衛生の二科は前に既に揭記せる學科と異にして附屬學科たり故に看守學校生徒をして學はしむへしと雖も必修の義務課目に登錄すへからす若し義務課目に此二科を加ふるときは生徒に向て要求ずる所多きに過き之か學期を延長するおと久きに失するに至ふん

今甲乙の二項に記載したる學理教課に關し應用上の目的に準據するときは白耳義大學校の授業法に循ふを得へし即ち聽講人は一週一回宛教師に向て質問するを得る是なり

（第二）　應用教課

此教課は專ら形外の舊慣故式のみを教ゆるの方法に循ふ可からす乃ち凡そ事を處するに其理由を示すの方法に由るへきなり

看守學校生徒は諸監獄を巡回し巡回中獄務諸勤務上の詳細を了知し已れの部門に應して監獄官及ひ看守長の助役と爲り漸々獄務一部を分擔して自ら之を監督し之か成績に就ては自ら其責に任し又獄務内規及ひ懲戒法の施行法を實視し又獄吏等の監獄事務定式を守るの方法其獄吏と囚徒との關係及ひ監獄巡視者の取扱法等を視察し次に監獄局に於ける各種の格例を熟知し又既に私立監獄會に於て施行せる業務を以て本校に利用せんとを務めさる可らす而して各生徒に學理課程を授くるに當り又實地温習を施して以て此教課の目的の多岐に應すへきを留意し又各生徒に各自行ふへきの職務を課し少くとも生徒一群に課すへきの職務を定むるを可とす而して講義に於ては主要なる原則數種あるも其當さに達すへき目的數類あるも其本く所の歸一なるへきを示し而して實地應用の温習に於ては

各生徒をして特別事務を講し後來身を委ぬへき監獄内一部局の事務を講習せしむへし故に分房獨居法を適用するに於ては諸溫習に費そへき時間の長短に留意し又生徒に實務を教ゆるを事とするマントール（教師を云ふ）の選擇宜きを得せしめさる可らす

凡そ囚徒は必すしも之を以て實例を証明するの材料と爲すを得さるへし蓋し此の如くするときは受刑人は生徒の爲めに心理上解剖究研の材料たるへしとのおとを想像す可けれはなり故を以て妄りに囚徒を以て此材料と爲す可らす夫れ此の如き實地應用の教育をして果して完全欠くる所無からしめんには多く假想的の場合を想出せさるを得さるへし何となれは凡そ証例を爲すへき一切實際上の摸範は必すしも之れあるを得されはなり

數年間監獄事務に與かりし獄吏は囚徒取扱上有益なる數多の考案を談話すへし而して其既に行ひし所の方策及ひ判決は初め之を生徒に知らしめすして之に向ひ一事件に就て如何の方策を施し又判決を下すへきや否を諸問し次に之をして一定の方策を熟考し且演述せしむへし斯の如くするときは此獄吏の談話は此生徒の爲めに益々有益にして且益々訓教と爲るへし

學理教程及ひ實地溫習には尚ほ補充課を要し而して此補充課を構成そるの始めに於ては或は多額の費用を要すへしと雖とも是れ尤も有益なる費途とす左に然る所以を論せん

（第三）　監獄專門書籍舘幷ニ摸造品及ひ雛形展覽所

凡そ監獄法の文書及ひ之に關する部門の大著作は悉く生徒をして自ら之を購求せしむるおと望み難きを以て生徒は講義に依りて學ひ實際に當りて修むる所に就き更に其理由を推明し以て平生の疑團を氷解せんか爲めに書籍舘の設ありて以て監獄書類幷に監獄雜誌を講究し得るを要す生徒は乃ち此の如くにして始めて其將來の業務に關し發生する所の論議を了知をへし是れ其勉強心を皷舞し其智見を擴張するの裨益蓋し少小にあらさるへし願ふに第三回萬國監獄會の際出版せし書籍目錄の全集を參考す

るときは監獄書籍館に藏むへきの書册を撰擇するおと頗る容易なるへし」摸造品展覽所を設くるにも亦石書籍目錄の全集を參考す可し昔者羅馬に於て各國の資用せる分房の一切雜形及ひ監獄用の什器を彙集せる大廈を建造したるは世人の皆知る所なり右各種の分房雜形は萬國監獄會議の報告書中に登揭して揷畫あり其縮少摸造品古今の監獄幷に分房及ひ房內の什器雜作等は皆之を看守學校の展覽所に陳列すへし若し此の縮少摸造品を得さるときは少くとも圖面を備へさる可らす特に小監獄の雛形を設くるを要す蓋し學理上と應用上とに論無く有益なる教を施さんには時の宜きを計り各種監獄滋養品の價格表、食事の根建及ひ價格商工業簿記法の書式、監獄統計表、各種監獄法を實施したる諸國の企圖等を備ふるの必要なるは學者の又宜く了知すへき所なり唯之れのみならす尙ほ諸表を設けて罪人の狀態と各邦に於て出獄人の保護益々周到なるとを明示すへし願ふに曾て學理上の教程に依て釋說し又明示せし所は唯生徒に其想像力に由り明に想出せしむるのみを以て足れりとす可らす又實驗に依て自覺せしむ

るの教無かる可らす

看守學校の學理講義は一年一回にして冬季六箇月間を以て之に充つ而して此講義には此時間を以て十分なりとするを得へし前に既に附屬の部門なりとして揭載したる學科は本校に於て之を授けすして大學校に於て之を教へ或は專門書に就て之を講究せしめ又若し監獄學の教程及ひ其實地溫習に充つるに「パラク」祭の大休日の外更に必要の時間を以てするときは特に前記の間時を以て足れりとするを得へし

予は以爲らく學期末の試驗は或は大學校の學生にして尙ほ未た其正科課目を卒へさる者或は既に晩年にして此の如き試驗を受くるに及はさる者には之を受けしむ可らすと而して此等の者の中には或は既に某職員たらんおとを志願する者あり要するに目的なる者は人に由りて異なるを以て同一の試驗課目を設くるおと蓋し難かるへし是を以て予は學期末に至らは講談會を開くを可とすへし蓋し看守學校は此法に依り監獄官をして其生徒の才能を鑑別し其採用し得へき程度に達したるや否を惟知せしむべ

きの實益を生せさる可らす生徒は監獄に主要の二三項件を了知したるか爲め卒業免狀を受くへきも決して曖昧の空論を以て之を得んとを務むへからす夫の講談會は本然の試驗なりと雖も其体裁に於て講談會に不可なる者は宜く之を除去すへし

以上論述する所は更に之を敷衍するまとを爲さす且看守學校の搆制法に就ては特に詳論せさるへし蓋し學校の搆制法は學校に於て教育する生徒の如何に隨て異なるへけれはなり若し夫れ學科課目は既に本校の教程の標準として之を制定したり而して右教程教授の方法幷に割合は一ならさるを以て學校搆制法も亦異ならさるを得す今や看守學校搆制法の大畧を示すに過きを而して其之を實施するの當否は學科課目を制定するの如何にあふすして其學校を管理する者の能不能に由らすんはあふす所謂其學校を管理する者として即ち典獄教官他の獄吏等を謂ふなり獨逸看守學校搆制法に關するの問題は其國の需要と期望とを斟酌して釋明したる者なり故に他邦に於て國風人情に本くときは之と異なるの解釋を下すへし

（第四）　中央監獄の獄務に與るの意あらさる者は看守學校の課程を修むるまと幾と希なり故に區郡監獄即ち小監獄の典獄たらんと欲する撿事若しくは裁判官の豫備教育の爲めには特別の方法を案出せさる可らす又少壯なる法學生徒は實地に就き看守學校に於て學ふへき數多の學識を修得するか故に豫備教育を重要と爲さす蓋し小監獄の典獄は大監獄内の吏員と爲りて事を執る者に比すれは甚た易く獄務上細密の事項を知悉するを要せさる者と知るへし然れとも撿事若くは裁判官の兼任する典獄の職務に關しては之か實利を計るまと愈々必要なりとす縱令へサクス王國に於けるか如く典獄に會計撿査官を附属し之をして典獄附書記の資格を以て勤務に從事せしむるも典獄をして職務上滿足を得せしむる能はさるへし典獄は其書記の勤務に依りて利する所ありと雖も監獄の一属吏として之に教育を施すまとを爲さゝるへし蓋し相均き各監獄に於ては此の如き一獄史の爲めに豫科を設くへきを得さるなり

予の所見に由るときは監獄に四週乃至六週學期の豫科を設け裁判官の職

務を行ふの資格ある法學生若干名を限り之を修めしむるを良法と爲す夫れ射的學校若くは体操教課若くは其他特科學校の教課は政府陸軍士官をして之を擔任せしむ今政府は又之と均く官費を以て監獄學の豫科を修むへきの生徒を募集し以て獄務の細目を詳にし其定例法令を知ふしむへし而して右豫科を卒りたる後は講談會を開き以て其成蹟を証をへし

此豫科の搆制に關しては一千八百八十六年の春季試驗の際ブリスゴーのフリブール府分房監獄に設けし課程の大畧を揭記するを以て足ふん此課程は一千八百八十七年に至り之を復行せり

監獄官は生徒の一事物を見聞したるの後自由の運動を爲さしむるの原則に準據し此生徒を伴ひ大監獄及ひ地方小監獄獄巡回せり而して生徒は監督委員及ひ保護會社の講義并に會議に出席し又監獄官の報告を受け宗教上の教課及ひ看守學校の教課を聽聞し其後ち順次監獄の各局に於て見習と爲り監獄官及ひ看守長に伴隨して囚徒及ひ各局を巡回す而して此巡回を行ふときは毎ねに之に隨行する生徒の員數を限ふさるを得す又監獄局

の訴訟書類及ひ諸帳簿は生徒に一覽せしめ次に之をして監獄官の監督に屬し各種の職務に任せしめたりき此の如くなるか故に獄律、宗教、學校、衛生經濟、作業等の各勤務より懲戒法及ひ出獄人の保護に至る迄皆生徒をして之を習得せしむるを得たり

此時看守學校生徒の當さに其心得と爲すへき條項の種類と多寡とは往々時の狀況に應して之を定む故に其既に識得せし所の者にして順序錯雜するときは之を整頓し其足らさる者あるときは之を補足せさるへからす是を以て學理講義を設け若くは講談會を開く而して學理講義は之を妄用するおと無きときは講談會に比して更に採るへき者あり何となれは夫の各自實義するを得へき學理講義に於ては決して論議を專ふにし爲めに秩序あるの教課を廢して卒に無益の閑話に流るゝの恐れ無けれはなりフリブール府監獄の監獄官の如く學識經驗ある者は獄事問題に就き自ふ好んで說明し聽聞人をして容易に考証を得せしむの法式に依り自由自在に平生實見する所の成蹟を報す而して各講師に監獄問題を配賦するは自然其地

方の狀況に依り又各自の學力に應して難易無きを得す右數回の講義は其都度生徒をして敎官に質問を爲すの便宜を得せしむるあとあり

此講義は其課目に依れは二樣の目的に本かさるへかゝす第一、此講義は將來小監獄の典獄たる者をして此監獄內規の原則を知ゝしめ此將來典獄たるへき生徒をして異日容易に己れの方向を決せしめんか爲めに十分之に實際上の知見を得せしめ以下監獄規則上重要の事由目的及ひ諸條目間に於ける深密の關係を明解するを要す次に此學理講義は監獄官の職務の目的の高尙なるを了知せしめ且其將さに從事せんとする業務上永久の裨益を生せしめんか爲めに二三專門學科の講究を專ゝにするを要す故に論理學及ひ法律學の目的を示し衛生學及ひ心理學の如き附屬學科の重要なるを明にし又此の如く論定し來れる監獄勤務の大に國家に利益する所あるを知らしめさる可ゝす

以上の講義中には數多の事項を敎授し得るは固より人の知る所なりと雖も其成蹟如何は此講義を授くるの法宜きを得ると否とに在り而して熱心

に己れの義務を盡くし已れの職業に熱中するの敎官は聽講人を利し之をして中心永く其敎へられし所を銘刻せしむへきは特に此に之を追記するを要せさるへし

若し緊急の理由あゝさるときは必すしも此講義を聽問するを義務と爲ささるを便とす故に先つ靑年法學生徒にして隨意に聽聞せしむるを可とす蓋し隨意聽聞すへき講義は聽聞するを義務とするの講義に比すれは反て人の學はんとを欲する者なりバード大公國の民ハ曾に監獄勤務の豫科敎育を必要とするの情慨んなるのみならす又監獄學幷に刑事問題を講究すへきの人をして學理及ひ應用を學はしめんとを望むとを最も甚しとす故に初めて看守學校を搆制するに當りては生徒募集の期限甚た短きに拘ちす定員に三倍の志願人ありしと云ふ

(完)

○獨逸國不良幼者感化場

紐育ヴアードパルク不良幼者感化農場監督

シー、シー、ホール述

正員　久野三吾譯　東京

第一節　成立の濫觴及び場所の性質　今日の如き性質にして今日の如き功績を來たし得へき獨逸國の幼者感化場は其濫觴現世紀の始めに在り夫れ不眞治し難き煩難の兒子ある父母は貧民社會よりは却て比較的に社會の富裕且つ高尚なる部分に多し而して斯の如き幼者に普通の教育を施したるに遂に幼年犯罪者の團隊に入り監獄に捷息するに至れり然るに父母たる者の最も多數は此場所即ち監獄に其子の入りし事を恐れ且つ厭へり於是乎彼輩は斯の如き幼者を置くへき適當の場所を得んことを渇望するに至り茲に初めて官立の監獄を避けて私立の感化場を設くるの必要起り二者の間に劃然たる區別を生するに立至れり

幼年犯罪者を矯正する場所は刑罰の目的を以て官之を設置す然れとも上に云ふ感化場は否らす官立にあらすして人民の慈惠に成り刑罰の目的を有するあとなし要するに前者は法律の力を以て幼者を拘禁矯正し後者は唯親若くは親に代る者に代りて感化に盡力するに過きさるなり幼年犯罪者の矯正場は其教育上に關する事柄までも刑律の支配する所なり之に反して不良幼者の感化場を整理支配

するものは恩惠上の福音書なりとす

第二　不眞幼年感化場の沿革　獨逸國不良幼者感化場の沿革を叙するに方り先つ特記すへきは北獨逸なるハムブルク、ルーベック、ブレメンの三州卒先してアムステルダムライデン等和蘭の諸府の例に倣ひ該場を創設したるあとは是れなり右等初起の感化場に於て階級法を採用實施せしは殊に著るしき事實なりジヤコブツーブラー氏は千六百九十三年に出版したる其著書に於て大ひに該場を稱賛し該場は不良治し難き幼者を其親より受取り能く其親たる者の渇望を充たすあとを得たりと云へり

上と同時代にホルレに設けたる孤兒救育所に於ても亦其設立者たるオーガスト、ヘルマン、フランク氏の意見に依り上陳の如き不從順の幼者の入所を許せり斯の如きあとは他にも其類なきにあらすと雖も是れ斷して然るへからさるあとゝす然るに今日に至るも世人は尚ほ左の事由を輕視するものの如し怪しむへきの至りなり曰く

孤たるあとは不良たるあとにあらす故に孤兒は決して不良幼者と觸遇せしむ

へからす

又獨國幼者感化事業の沿革中にはヘンリー、ペスタロッヂ氏の事を記せさるへからす蓋し氏は迷頑怠惰なる幼者をして社會の良民たらしめんとに非常に熱心し齢八十に達する迄其熱心を繼續し勢績頗る著し

(未完)

監獄官練習

監獄官練習所に關する事項にして世に公にするも有益無害なりと認むるものは其筋の許可を得て本欄に登載す

●監獄官練習所受業生心得(前號の續き)

第四章　食堂

第二十九條　喫飯は食堂外に於て爲すへからす但病者にて治療中の者は此限りにあらす

第三十條　食堂喫飯時刻左の如く定む

自四月至九月　午前第六時三十分　午第十二時　午後第六時　自十月至三月　午前第七時

第午十二時　午後第五時

但休暇日に限り事故ある者は一時間の猶豫を與ふ

第五章　外出

第三十一條　受業生外出時限を定むる左の如し

休日　自午前第六時　至午後第九時

土曜日　自午後第二時　至午後第九時

平日　自午後第四時　至午後第七時

第三十二條　平日左の場合に於て特別外出せんと欲する時は願書に証明書を添へ受業生取締を經所長の認可を受くへし

一　醫員の指示に依り專門醫の診斷を要する時　二　父母重病の報を得たる時　三　爲換金を受取らんとする時　四　公用の爲め在京所屬上官の召呼ある時

第三十三條　當病にて學科を缺きたる者は當日外出を許さす但第三十二條第一二項の場合は此限りにあらす

第三十四條　自室及病室治療中の者は第三十二條第一二項の場合を除くの外一切外出を許さす

第三十五條　外出先に於て俄然疾病に罹り車駕を用ふるも歸舍し難き節は事實を詳悉し書面を以て即時受業生取締へ申出へし

第三十六條　外出の時は必す門鑑を門衛に渡し置き歸宿の節之を受取り入舍すへし

第六章　病者

第三十七條　疾病に罹りたる者診察投劑を請はんと欲する時は本所庶務掛員に申出東京集治監醫務所詰醫員の治療を受くるあとを得但藥價は庶務掛の通知に隨ひ自辨支拂ふものとす

第三十八條　病者（傳染病者は各其院に入れしむることあるへし）は病室に入り療養するものとす尤輕症或は病狀に依り醫員の見込に隨ひ自室にありて治療するまとを得但病室入りの場合は即時に又自室療養と雖も引續き一週間以上に及ふ時は醫員の診斷書を添へまた書面を以受業生取締を經て所長へ届出へし

第三十九條　病室入りの者若し重症に陷る歟或は危篤なりさるも其病狀に依り備看護夫をして看病せしむへし但此場合に於ては同宿の者申合せ學科の餘暇深切に看護すへき義務なからさるを得す

第七章　諸願届等

第四十條　諸願届書左の樣式に準據し差出すへし（用紙は半紙）

第十七條に係る分

（甲）

（當病特別外出）缺席届

本日當病（或ハ特別外出願濟）ニ付缺席致候此段及御届候也

第何號室

年月日　何監獄府縣

官氏名印

受業生取締宛

甲印は一日調査の効あるものなれは引續き缺席する時は其都度差出を例とす

第三十二條ニ係ル分（證明書添付ノ事）

（乙）

特別外出願

本日何々事故ニ依リ何時ヨリ何時迄特別外出御認可相願候也

第何號室

年月日　何監獄府縣

官氏名印

所長宛

第三十八條ニ係ル分（診斷書添付の事）

（丙）

病室入届

一病名

一豫後凡日數

右及御届候也

第何號室

年月日　何監獄府縣

官氏名印

所長宛

自室療養と雖も引續一週間以上に及ふときは丙印ニ準據届出へし

但右の外第七條及第三十五條に係る事故は可成的其狀情を詳悉し申出へきものとそ

●現行監獄則講義

小原重哉述

第四條　內務大臣ハ隨時監獄巡閱官ヲシテ各監獄ヲ巡閱セシムヘシ

（以下畧ス）

舊政府の時代に監獄を巡閱する役人は町奉行組與力二人と定め其中一人毎日出頭同組同心六人と定め其中三人つゝ毎日出頭晝夜詰切り各〻町奉行の目代官たちしむるの制なり偖て此今日の監獄則に

は即ち内務省より隨時に巡閲監を發遣し警視總監北海道長官府縣知事等か所轄の監獄を巡閲し判檢事両官も巡視するとになつて居りますか今も申ました通り舊政府も與力同心を特に發して監獄を巡閲せしめたるのみてなく裁判官をも兼る町奉行は毎月一度づゝ日限を定めす之を巡閲し或は目付役徒目付、小人目付、抔不時に巡閲するとに定めておざりました古へ王政の御時に行はれたる監獄巡閲の事は職原參考大寶令等に據りてお話致して置きました巡閲に關係したる事は是れて大古中古近世ともお話は濟んたと考へます今復た申すまてもおさりませぬかづんと古への王政の御時は今の裁判官警視官にもあたる物部の氏族か廻て見るとてありしといふ前にも述へたる舊政府にて巡閲せしめたる目付役人は恰も今日の檢事警察官にあたる職分の者なりと思へり裁判官に當る者は三奉行てありし故裁判に係る警誡上の事は主として與力同心か廻つて見る法てありしといふかやうの次第なれは今日の例とはさのみ異らす人爲上の事は妙な者てまさりまして歐羅巴ても大概警察長官や裁判官か巡察官を撰任し又は監督使をして廻らしむるの制あり自然の理に歸結したとかと存しらるゝなり此巡視巡閲を要そる所以は申さすとも知れたおとておさりますか監獄の官人か若し在監者と相なるゝおとかあるやなきや法則を犯すや否又た妙な仕向けを以て囚徒に私思をうるやうな結交か出來ては甚た良からぬよつて是を視察するなり假令ひいか程結構な法典を立て置かれても隱々弊を生しては一向効用かない樣になる何分それらは先つ免れぬ弊といふものならん此やうな事は古から今日まて監獄の官人中には或はあるならんとの噂てまさります

諸君の御注意にも一つお話致します舊政府の頃は町奉行より特に發したる巡視役人か夜なり晝なり時限を定めす見廻りて監房の格子の木に窃に最も少き紙を附け置いて監獄署の控へ所に歸り來て當番の牢屋同心又は今日の典獄にあたる官の人に向て何處々々の監房に何か異變は無いかと問を出す事かありスルトサアあはたゝ數行て之を見るに何事もないそおて此事を答へるとイヤ〳〵何處の格子の木に何か變つた事かあるに相違ないと言つて能く調へさせて見ると往きに廻りなから紙を貪いさいて人知らすに手早くチヨット粘り附けたるをヤットの事て認め歸りて一言もなく當番役人は只驚歎して謝するなといふ樣な事かありしと云ふ又た此時代には同心抔の中にて夫〳〵の役割りがあり其中に今日の看守看守長に當る人か常に監房外を廻るに三尺程の棒即ち半棒といふを携へて格子の木をトンゝゝと突いて廻る故糸一すし紙索一本か格子の木に窓てありても響か異るから中の囚人かそれて格子抔を切るおとかとうしてもならぬ毎晩一度位はそれをそるから格子を切出るやうな牢破り抔は無かりしと尤も破牢を企たおと文政の頃と天保の頃にあつたか皆な天井を破つて屋根を脱ける手筈をしたのみ是外には無いと斷言して宜しいと此明治の初めに當局に勤めたる人〳〵か語りたり實に久は注意の最も至れる者なりと存します是は唯其一端を擧ての話してある其他私かに聞て居る監守方の周密なるは眞に敬服のおとてある然るに徳川舊幕府か政權を返上するといふ事になるの末路に至ては其制度は中々行屆て居れとも役人に甚たしい弊害か生したおとは枚擧に遑なきやうてある其弊害の一端を擧けて申せは富有の者か監獄に繋かるゝと其富有の人の宅舍抔に人を遣りて種

々御爲おかし抔を言はしめて金錢を竊し監中て飮食を自在なふしめたり下男と稱する者に命しては所々へ使ひ歩きをさせる等の不正なるおとありし事實は明治三年頃我々の仕へたる役所にて調へふれたおとておさります監獄は罪人を懲戒する所といふは言を待たぬおとてあるに官吏か不正なる所爲かあつては到底精密なる法條を以て處分する拘禁人に官吏か不正を敎へる譯ておさりますかふ監獄の事は餘程意を用ふへきことてある之は皆な一場のお話てあります

●監獄官練習所第二回始業式に於ける小原講師の祝辭は左の如し

今日此練習所の開校式のおとなれは練習所の功と題する昔の談しを述へて諸君の研學あふんおとを望む

凡そ文學技藝何によらす練習の功を積めは爲し得ふれぬと云ふおとはなかふふかと存ます昔楠正成南都東大寺に遊學せられしことありたり此寺の巨鐘は聖武天皇の御祈願に依て天平年中に鑄たりとかや冶工は柿本の男玉高市眞國高市眞磨の三人にして其丈一丈三尺六寸巢口い九尺一寸三分天下無雙の鐘なれは其重さ何萬斤と量る可ふす然るに一日鐘樓の下に諸人集りて此の大鐘は如何なる膂力の者ありとも是を撞て眞の音響を發する能はさるへし又之を搖かせ可き膂力の者さへ古來より絶てなしと言傳たり願くは搖かす人たに見たき者なりと言ふを正成傍に聞て如何にも是を撞んおと凡力の克すへきに非れとも此儘にして搖かすは左のみ難かふすと言ひたり之を聞くや然らは願く動かして見せ玉へと異口同音に請ける時正成答て最とも易きおとにはあれと願には成ふす明日の十二時に

來り玉へ凡庸の下僕をして動かして見せ參らせんとあれは是は面白しと明日を約して去れり乃ち正成は一人の家僕を招き汝は常に此主人正成の命を能く守る者故に今ま命するおとあり命したるおと努々懈ふす勤めよ汝は明朝五時頃よりおの巨鐘に指を當てゝさのみカを用ひす瞬間の絶間なく此鐘を推すべし正午時頃に及ひなは自然と動き出す可きなりと言付られ少し訝かしとは思ひなから主命なり固より直實なる下僕なれは之を承領して其翌朝五時頃より巨鐘の下とに立て主君正成か敎の儘に指を以て之を輕く推すおと幾萬數と云ふを知ふす然るに少しも搖き出す事のなけれは大に怪しみなから猶懈ふす推けるに十一時頃とも思ふ頃頓に龍頭の處礒々と鳴出せり下僕い奇意の思ひを做し益々間なく推けるに正午の頃に至ては心のまに〳〵動き出せり恰もよし此時約束の時限なりとて右の諸人集り來り是を見て奇絶を賞めて大に驚賛し君は如何なる術を以て斯る不思議を成し玉ひしそと問けれは正成答て決して術には非す只練習の功にあるのみと石の次第を告けれは其智の深さを感せしと是れはおれ彼の雨雷か漸々に石を斫ると一般なり此話は奇怪談の樣なれとも今の理學的の作用なれは誇る可きおとに非すと聞けり願くは是より諸君と俱に正成の成せる練習の爲わさに倣はん抔に之を懸演して祝辭の意を表す

●監獄官練習所第二回受業生として撰抜せられたるは左の諸氏とす（第二十九號の續き）

東京（監集二人）　書記　河村　紹穗君（正員）　書記　渡立　安之君（正員）

警視廳（六人）　書記　横江　勝榮君（正員）　書記　筒井　明倫君（正員）

書記　羽村　就久君　　看守長　東鄉　助五郎君

看守長　秋山　平八郎君（正員）　　看守長　幸島　謙太郎君（正員）

樺戶集治監（一人）　看守長　神尾　虎之助君（正員）

釧路集治監（一人）　看守長兼監獄書記　中原　政彥君（正員）

空知集治監（一人）　看守長兼監獄書記　平尾　信次君（正員）

京都府（二人）　看守長　岸田　氏美君　　看守長　廣瀨　正義君

大坂府（一人）　看守長　石川　三次君（正員）

福島縣（二人）　屬兼監獄書記　看守長　鎌田　憲次郎君（正員）　監獄書記兼看守長　橋本　利邦君

佐賀縣（二人）　監獄書記　松隈　健二君（正員）　看守長兼監獄書記　田尻　彌太郎君（正員）

福井縣（一人）　監獄書記　舟橋　久永君（正員）

埼玉縣（二人）　監獄書記　今澤　信清君　看守長兼監獄書記　草刈　次郎君

青森縣（一人）　看守長　工藤　襄君（正員）

山口縣（一人）　看守長兼監獄書記　村上　敏君（正員）

長崎縣（二人）　看守長　木藤　良君　看守長兼監獄書記　林　精一郎君（正員）

奈良縣（一人）　看守長　高屋　常三郎君（正員）

三重縣（二人）　監獄書記　鈴木　保忠君（正員）　看守長　渡邊　武直君（正員）

愛媛縣（二人）　看守長　武司　重淵君　　監獄書記　德永　光廣君（正員）

富山縣（二人）　看守長　宇津井外五郎君（正員）　監獄書記　菅谷　定輿君（正員）

長野縣（二人）　監獄書記兼看守長　坪井　直彥君（正員）　監獄書記兼看守長　山崎　小五郎君（正員）

鳩根縣（二人）　看守長　引野　辰司郎君（正員）　監獄書記兼看守長　野津　久太郎君

高知縣（二人）　看守長兼監獄書記　江澤　精造君（正員）　監獄書記兼看守長　上田　稔君（正員）

石川縣（二人）　監獄書記兼看守長　小島　義則君（正員）　看守長　內藤　直太郎君（正員）

香川縣（一人）　監獄書記兼看守長　濱田　辰四郎君

千葉縣（二人）　看守長兼監獄書記　阿部　武之進（正員）　看守長　大須賀　光顯君

宮崎縣（一人）　看守長兼監獄書記　三輪　鑄三君（正員）

愛知縣（二人）　看守長　松本　悅之助君（正員）　監獄書記　山崎　正君（正員）

岩手縣（二人）　看守長　武田　和忠太君（正員）　看守長　熊山　毅君

秋田縣（二人）　看守長　大貫　忠直君（正員）　監獄書記　木名瀨　禮助君（正員）

和歌山縣（一人）　監獄書記　島村　民之助君（正員）　看守長　山本　駿治郎君（正員）

茨城縣（二人）　監獄書記　加藤　紀堅君（正員）　看守長　山內　副忠君（正員）

宮城縣（二人）　看守長兼監獄書記　石井　直長君（正員）　看守長　佐藤　勝治君（正員）

北海道廳集治監外（二人）　看守長　下平　列君（正員）　看守長　高畑　萬次郎君（正員）

看守長兼書記　古野　嵩央君（正員）
鹿兒嶋縣（一人）　監獄書記　古垣　宗次郎君（正員）
沖繩縣（一人）　看守長兼監獄書記　宮原　景明君

統計

○萬國監獄會議統計表

萬國會議	ロンドン	ストックホルム	ローマ	セントペテルスブルグ
	千八百七十二年	千八百七十八年	千八百八十五年	千八百九十年
會員の總數	三四一	二九七	二三四	七四〇
開會ありたる國の會員	一九二	一五五	一四一	五六三
代表者を派遣したる國	二四	二六	二五	二六
政府の委任官吏	七	四五	四八	六九

議題となりたる問題	第一部（刑法）	一〇	九	四	八
	第二部（監獄法）	一三	六	八	一二
	第三部（豫防法）	五	四	八	六
	計	二八	一四	二三	二五
下調答案の報告數	第一部（刑法）	九	二	六	四六
	第二部（監獄法）	三	二	二四	五七
	第三部（豫防法）	四	一七	一八	三六
	計	一六	四九	六七	一三九
議決したる問題の數	第一部（刑法）	二	四	五	七
	第二部（監獄法）	八	六	五	一一
	第三部（豫防法）	五	四	七	六
	計	一五	一四	一七	二四

○佛國巴里府マザー分房監死亡囚自殺囚及瘋癲囚統計

此統計表はマザー分房監醫員長博士ドボウヘー氏の調製に成れる千八百七十一年乃至千八百八十九年即ち十九ケ年間の比較表なり此分房監獄は有名なるボウモントツクビールの二氏か佛國監獄改良調査委員として米國に航し調査したる后建設したるものなれは該監の死亡囚及瘋癲囚の如きは參考上價値あるものならん

年紀	一、八七二	一、八七三	一、八七四	一、八七五	一、八七六	一、八七七	一、八七八	一、八七九	一、八八〇	一、八八一	一、八八二	一、八八三	一、八八四	一、八八五	一、八八六	一、八八七	一、八八八	一、八八九
入監人員	六、九七三	六、五三一	七、一三五	七、二五六	七、六七二	一〇三四六	七、一五一	五、八六六	七四八九	六、九九六	七、三一九	七、七三四	七、九一四	六、七三二	六、四六一	七四八〇	六、六一四	六、七三六	六、一四九
死亡人員	三〇	一	六	二	六	二	二	七	七	二	三	三	七	二	一	五	六	三	八
自殺人員	二	一	二	四	二	五	三	三	〇	一	一	二	三	三	三	三	三	一	一
瘋癲人員	一六	二一	五六	三四	四七	五五	三三	三一	古四	七九	九一	六六	七三	六二	五二	六五	五三	三七	

○千八百八十年六月一日現在北米合衆國在監人統計

	總計	男	女	本國人	外國人	白色人	他色人
合衆國諸州	五九、二五五	五四、一八六	五、〇六九	四八、三三八	一一、九一七	四二、二九四	一六、九六一
フラバマ	一、三九八	一、三一七	八一	一、三七七	二一	二二	一、一七
アリゾナ	六七	六六	一	三三	三五	六七	—
アーカンサス	七六七	七四三	二四	七四五	二三	三〇一	四六六
カリフォルニア	二、六五五	二、五九〇	六五	一、四七〇	一、一八五	二、一三〇	五二五
コロラド	三八〇	三七七	三	二九三	八七	三六三	一七
コンネクチカット	七三二	六七一	六一	四九〇	二四二	六七四	五八
ダコタ	六〇	五九	一	四〇	二〇	六〇	—
デラウェール	八二	六八	一四	七七	五	三四	四八
テストリクト、オフ、コランビア	三八一	三〇九	七二	三三四	四七	二三九	二四二
フロリダ	二七五	二五九	一六	二四九	二六	四二	二三三
セチルシア	一、八二七	一、七二九	一〇八	一、八一四	二三	二三一	一、六〇六
イダホ	三二	三二	—	一九	一三	二七	五

イルリノイス	三、三三六	三、一三四	二一〇二	二、四七七	八五九	三、〇八二	二五四
インヂアナ	一、六三五	一、五四一	九四	一、四四九	一八六	一、四五一	一八四
アイチウア	八一一	七九九	三	六六二	一四九	七八二	二九
カンサス	一、二九七	一、二八一	一六	一、〇九七	二〇〇	一、一〇四	一九三
ケンタッキー	一、四一三	一、三三六	八七	一、三六五	五八	一、四五四	八八九
ルイヂアナ	一、〇七七	九三七	一四〇	九七八	九九	二三〇	八四七
メーン	四〇八	三九〇	一八	三一八	八〇	四〇一	九七
マリランド	一、二六二	一、〇八九	一七三	一、〇七四	一八八	五九三	六六九
マサチウセッツ	三、六五九	二、九五二	七七	二、一七五	一四八四	三、五五四	一〇五
ミチガン	一、九一三	一、八一〇	一一三	一、三九三	五三〇	一、七八二	一六一
ミンネソタ	四一八	四一六	一三	二一六	一五二	四一六	一三
ミシシピー	一、三一九	一、二六五	六四	一、三〇五	二四	一、五〇七	一、一七八
ミツソリー	二、〇五五	一、九二〇	一三五	一、七五七	二九八	一、五〇七	五四八
モンタナ	七七	七五	二	五二	二六	六九	八

ネブラスカ	三七七	三六八	九	三〇〇	七七	三五〇	二七
ネバダ	一九九	一九七	二	一〇五	九四	一六一	三八
ニウ、ハムプシール	二七三	二四五	二八	二一六	五七	二六六	七
ニウ、ジェルシー	一、五九九	一、四四七	一五二	一、〇七八	五二一	一、四〇九	一九〇
ニウ、メキシコ	四一	四〇	一	三六	五	四〇	一
ニウ、ヨーク	八、八〇八	七、五八〇	一、二二八	五、六五八	三、一五〇	八、二八七	五二一
ノルス、カロリナ	一、六一九	一、五二四	九五	一、六一五	四	六〇一	一、〇一八
ヲハヨウ	二、五六八	二、三〇六	二六二	一、九五三	六一五	二、二八九	二七九
フレゴン	二三三	二三三	—	一四一	九二	一九二	四一
ペンシルバニア	四、八八六	四、四〇一	四、八五	三、五八六	一、三〇〇	四、三八一	五〇五
ロード、アイランド	三三〇	二五五	五六	二一一	一〇九	二九六	二四
ソース、カロリナ	六四二	六〇二	四〇	大二七	五	五六	五八六
テンチツシー	二、二二九	一、九八九	一四〇	二、〇八九	四〇	七七七	二四
テキサス	三、一五三	三、〇七五	七八	二、七八五	三六八	一、五七九	一、三五二	一、五七四

統計　米國監獄統計表

| | | |

○露國萬國會議に於ける日本出題第八問の答附佛伊兩國監獄評議會一班

（神奈川縣獄事講習所に於ける講師佐野尙氏講談筆記）

本日は日本帝國より露國萬國會議に提出したる問題即ち第八問に答へたる報告二三を述ふへし第八問は已に監獄協會雜誌第二十九號え揭載しあれは今之を略す偖て第一に獨逸內務省上等參事官イリング氏の簡單なる答より之を述へんに諸君も知ふるゝ如く同氏は倫動會議以來ストックホルム會議等に於て非常なる熱心を以て痛論せられたる人なれは日本監獄の事情も先つ了知し居る方なりと信するなり其答に曰く

日本政府より提出せられたる論題に答ふるに先ちて一言すへきことあり即ち數年前より非常なる長足の進步を爲したる日本政府より特に名代人を派出せられ重要なる問題を提出し之か爲め我監獄社會に非常なる影響を及ほしたるを陳謝せさるを得す且つ先年故內務卿大久保利通公及司法卿大木喬任君の起草せられたる日本監獄に關する監獄の報告書を見るに我歐洲に於てすら及ひ難き程の進步あり此報告たるや實に日本監獄社會をして益〻進步せしむるの前表たるみと余の深く信じたるところなりき

今回提出問題を見るに其第一に囚徒贖罪して放免となりたる後に生活する道を授くるの方法を示して曰く此法を達せんには監獄內に許多の工業を設け囚徒の性質に從ひ之を授くるより許多の費用を要するを以て監獄の性質を失ひ一の工業所となり懲戒の道を失ふに至ると云ふにあれとも而かも尙

ほ其問題の主意は工業の種類を減せすして監獄の目的を達せんと云ふにあるなり余之に答へんに諸多の工業を授くるは可なりと雖も然れとも多くの場合に於て各囚徒の性質に應して工業を授くるとは到底行ふへからさるなりと信するなり余の意見は監獄の目的及組織に應して工業を設けさるを得さるものとす故に法律を以て工業を制限せさる以上は囚徒をして諸種の工業に就かしむるおとは皆同意を表せふるゝところなふん日本に於ては既に其方法を實行せるか如し則ち政府の報告に從て見れは懲戒の爲め命したる工業と雖も無益なる工業例へは英國に行はるゝところのトレードミール及クランクの如き勞働は行はさるおとを証明せり此主義に從へは日本監獄にては出來得へきたけ囚徒に工業を敎ふるおとを義務とし放免の後生業に就けしむるを以て專ふ眼目とせられたるなり此は實に好ましき方法なりと雖も日本政府は此問題に於て工業の多數にして從て費用を要するおと多きか爲め他に良法を要むるの意あり如何となれは監獄にて授けたる工業を以て囚徒の未來を過らすして正業に就かしめんとの企望あれいなり

日本政府の監獄に於ては一場に各種の人物及各階級の人（各階級とは華士族平民の類ならん）を集め工業に就かしむるを以て監獄內にて種々の風習に感染するより工業に必要なる意欲を妨くるおと大なりと云ふ今歐洲監獄の囚徒に就て見るも過半工業に傾心する者なくして多くは農業を撰ふ其他囚徒の幾分は見習事業に就かしむることを能はさるの老年者幼者多くして工業を學はしむるの場合實に少なきを見るなり此故に囚徒等放免の後は監獄に入らさる以前の職業に從事する者多くして工業を

彼等に敎へしめんか爲めの骨折りは水泡に歸するに至るなり然れとも一二の場合に於ては監獄中に在て學び得たる工業の爲め社會に出て、正業に就き好地位を得たる者なきにしもあらす監獄官は此の如き人物を出さんか爲めに必要の習慣を囚徒に與へんことを務め各囚徒をして見習業に就かしめんことに盡力せり其見習業は囚徒の欲する所に從ひ坐業或は器械職工等を撰はしむ然れとも囚徒の能力に應して工業を授けんには日本政府の出題の如く非常に工業の種類を增加せさるを得さるへし從て多額の費用を要するに至るへきなり例へは諸種の授業師を傭聘し諸器械及素品を買入れ之れか爲め生する所の多くの消耗品及之か爲め起るところの失費或は囚徒の就業を拒みて製造物を毀壞するの損耗のみならす尙亦囚徒をして强て工業に就かしめさるを得さるの場合に至り囚徒をして激怒を起さしめ終に之か爲め看守の數を增さゝるを得さるの諸費用を要するに至るへきなり此の如き工業法は囚徒をして不平憤懣を起さしむる束縛法なり日本政府の報告に從へは日本各監獄に於ては此の如く行ひ來れるか如し加之其囚徒をして從順と勉强との慣習を同時に養成し囚徒の性質に從て工業を分てりと若し刑の輕重に從て厭忌なる工業を授くるか如きことあらは之か爲め刑罰は單に懲戒の目的を以て設けたるものゝ如き有樣となるへし是の故に囚徒には成るへく其欲する所に從ひ工業を授くるを以て最良手段なりとす監獄官をして若し此方法に一致せしめは其職務を全うすることを得へし而して監獄は素と慈善と懲誡とを並び行ふ所なれは余の此說は決して妄想論にあらす然りと雖も余は監獄官をして工業の外囚徒の改心を圖るを怠らしめさるを要す左に余の意見を畧

言して局を結はん

監獄官は囚徒の能力に適するところの作業を各囚徒に授け得るものにあらす唯贖罪後生業の道を得せしむれは其職を盡したるものと云ふへきなり併しなから監獄官は出來得へき丈多額の費用を要せすして囚徒の能力と意欲に從て作業を授くることを忘却すへからす尙は囚徒の過半に對しては其性質及罪質の輕重に從て漸次勉强力を養成することを勉むるを要す（佐野氏曰く日本出題に係るものは是にて一段落となし本日は去る六日の官報にある如く內務省中に監獄評議委員を設置せられたる監獄改良上賀すへき事に付諸君の參考に供すへきものあり他にあらす佛伊兩國の監獄評議會の一班是れなり）

佛朗西共和國大統領は內務大臣の建言に依り州獄の改良に係る千八百七十五年六月五日の法律第九條を參考して左の如く議定せり（該法律第九條に曰く監獄上等議會「コンセイユスペリウル、デ、プリソン」は此法律を執行せしむるか爲め監獄事業に偏心戮力する所の人を撰拔して之を組成し內務省內に設置す該會議の組織法及び其事務は大統領の敎令を以て之を規定す）

第一條　監獄上等議會は內務省內に設置す　第二條　該議會は左の委員を以て組織す　一　國會議員數名　二　當然委員　十六名　三　內務大臣の任命する委員　十三名　第三條　當然委員は左の如し　內務省書記官　參事院副議長　大審院大檢事　巴里大主敎但し代理人　巴里新敎敎會議長　イスラエリテ宗中央敎會大僧正　警察長　監獄局長　海陸軍兩省の監獄署長　醫科大學長　第

四條　內務大臣の任命する委員は左の諸員中より撰抜す　國會議員　法律委員　裁判官　保護會社委員　監獄事業に熱心の人　右委員は五ヶ年毎に柚閣を以て交任す又一度鮮任したる者と雖も再撰せらるゝを得但し柚闕を以て之か撰に與かるを得るなり委員辭職或は死亡して欠員ある時は新任の者を入員せしむ　第五條　委員中より議長一名　書記數名を撰抜し其他書記補數名を任命すへし　第六條　議長事故あり欠員する時は內務大臣は代て之れか議長となるへし　第七條　議會は內務大臣の許可する內則を規定すへし　第八條　上等議會は專ら獨居禁錮監の建築と及び之を專用する事を討議す故に獨居禁獄則の適用に係る一般規則の草案を討議し及び該獄の建築と修繕との費用を州より徵收するおとを規定し又た重罪監輕罪監逸警罪監を獨居禁獄則に從はしむる等の事を討議するものとす　第九條　每年獨居禁獄則に從はしむる重罪監輕罪監逸警罪監及び千八百七十五年六月五日の法律を適用する事等を報告す　第十條　內務大臣は總て監獄則に關係する論題を該議會に於て討議せしむるおとを得　上等議會委員は諸監獄を巡察するを得　第十一條　內務大臣は本則を執行するの權利を有す又內務大臣は監獄上等議會の組織及び事務を規定せし九月三日發布の敎令書第二條を參考として左の如く決定す　監獄上等議會委員は左の諸員を以て組織す（人名略す）

又伊國監獄評議會も（コンセイユ、デ、プリゾンと云ふ）亦た內務省內に設け左の諸士を以て組織す元老院議官二名國會議員二名監獄局長及び其他四名の委員は經濟學、監獄學及び刑法學に富みたる

所の人を以て之に充て其會長は內務大臣とし大臣事故あるときは次官會長となる該會に於て討議する事項は左の如し

一　私立感化院及び未決幼年者を監禁する獄舍建築の事　二　監獄の增築修繕の工事に關する費用支出案の事　三　監獄局長より每年國會に提出する監獄費案の討議　四　保護會社補助金の討議　五　內務大臣より臨時提出したる議案

○神奈川縣に於ては去る十月十日左の諸氏へ看守精勤証書を付與せられたり

岩垣正尾君　大谷元君　宮久保孝行君　二瓶八四郎君　名島生竹君　上代愛藏君

又神奈川縣獄事講習所に於ては看守敎習規程を修了し試驗に及第したる人々へ去る七日卒業証書を付與せられたり其人名左の如し

新山義一郎君　小林正次郎君　村上誓君　城野與政君　松塲德次郎君　木村彌藏君

以上三件　正員　松田五百吉報す　神奈川

寄書

○本會雜誌第二十八號宇川君の看守押丁設置程度意見書を讀む

正員　間島賀集　嶋根

現行の看守押丁設置程度を改正せる事必要なるへし宇川君の意見は予か陋見と寧ろ同一なるを以て之を賛成し同時に望蜀の意見を左に陳へん若し宇川君其他の賛成を得は幸甚凡そ物は小大に拘はらす一にすへきあり又壽一に爲して實地其宜を得さるものあり抑小監獄と雖も其體を具する大監獄と一のみ監門狹しと雖も警守は一人より減するを得す被告人を裁判所に押送する兩三人の少數なるも看守押丁二人を付せさるを得す五六人の炊夫（四人使用）にも看守押丁を付す其他各工業に於けるも總て之に準せり大監獄は之に反し囚徒二百人乃至三百人を一工業に使役するも戒護者は十人若くは十五人を付せは足らん乎監門大なりと雖も數名の警守は要せさるへし炊夫十四五人に及ふも警守は看守押丁兩三人に過さるへし其他總て此例とす此く論し來れは或論者は言はん小監獄に於ても工業の如きは成るへく種類を減し一工業に多囚を役すへしと實に然り然れとも小監獄の在る所は多く僻境なれは自然適良の工業乏しく製品の販路狹く一方經濟の許さゝるを以て論者の言の如く爲し能はさる亦遺憾と云ふへきのみ

小監獄に在ては平素役業の模樣により又は看守押丁の内病氣故障等あるに當りて戒護者を融通配置するの餘地なきに苦む從來にありては一部の囚徒を休役せしめしも現今は規則上休役せしめ得さるを以て戒護者の少數なる儘就役せしむ故に外役囚五十人に看守一人押丁三人を付し耕耘夫の如き十人乃至十五人に押丁のみ一名又は二名を付する等の事往々にしてあり素より逃走の虞ありて不都合なるのみならす規則にも悖る事なれとも亦詮方なきなり於是乎看守押丁設置程度は宇川君の意見

の如きを大標準とし而して在監人七百人以下を拘束する監獄に在りては其人員に應し特に增置するを得るあとに改められんあとを望む今其例を左に揭く

看守は在監人十人に壹名押丁は在監人貳拾人に壹名を置く

但在監人七百人以下を拘束する監獄には左に記載の人員以下を特に增置するあとを得

一在監人百人以下　看守　押丁　五名
一在監人貳百人以下　看守　拾・名　押丁　四名
一在監人三百人以下　看守　八名　押丁　三名
一在監人五百人以下　看守　六名　押丁　貳名
一在監人七百人以下　看守　四名　押丁　壹名
一在監人七百人以下　看守　貳名　押丁

附言

女監取締設置の程度も前件と同時に改正を要す刑事被告人及囚人とも女監總員三十人以下に對しては取締四名を設置して二名つゝ交番警守せしむへし三十名以上は十名毎に取締一名を增すへし

○監獄の位置よ就きて

正員　山崎柳藏　新寫

監獄は何の必要ありて設置するやと問ふに盖し法律に觸れたる所の犯罪者を戒め懲さんか爲めに其犯罪者を繫留する場所なりと答へんのみ去れは監獄の必要は社會に犯罪者なるもの生して初めて起るものにして未た社會に犯罪者の生せさるときは決して監獄の必要を來たさゝるものとす然るに大

觀すれは歐と云ひ米と云ひ將た亞と云ひ苟も政治を立て國を爲す所として監獄を見さるはなし夫れ然り然らは今日に於ては不得止監獄をして能く法律の主意に基き犯罪者を懲戒するに足るへき方法を考究して其改良を行はさる可らす若し監獄にして其懲戒の方法に適せすは監獄は盜兒の學校となふん豈夫れ鑑みさるへけんや而して其改良の點に至ては之か說をなすもの種々ありと雖も余は信す先つ其監獄の位置懲戒の法に適當なるや否やを觀察せさるへからずと今我各府縣所在の監獄位地に就ては暫く措き某縣下に在る監獄に就て之を論せんに其縣下には五ヶ所の監獄あり孰れも刑事被告人並に輕重罪囚を拘禁する所なりとす斯の五ヶ所の監獄たる其位置或は街衢の西隅に在り稍々一畫の地形を爲せとも僅々一線路を隔てゝ割烹店軒を連ね燭燈の光輝監内に映し絃歌の聲常に監内に響く或は戲町を出てすして妓樓あり或は民家に接近し人馬通行相連り喧騷の響きは草葉を追ふて常に監内に傳ひて止ます如此何れも人家稠密の中にあり人語の聲き絃歌の聲は囚人の耳朶を叩き心情を奪ひ去るにあらすや斯る監獄に幽閉繫留せらるゝ所の囚人は如何に眞心悔悟の情を惹起せんと欲するも常に絃歌の爲めに遮られ心奪はれ情動き却て一時の惡心を發生して終に破獄等を企つるの恐れなしと斷言するを得さるなり然らは監獄の位置は如何なる地を擇まは夫れ等の弊害を除き從て好結果を得へきや他なし人里遠く音信も容易に爲すを得へからさる程の避地に設けたふんには潺々たる溪水の音を聞きては坐ろに斷腸の思を爲し颯々たる松風を聞きては妻子父母の慈愛を思ひ初めて前非を悟り獄則を謹守して放免の日を待つに至らん斯くなりてこそ能く犯罪者を懲戒するの方法を得たりと謂ふへきなり

本會記事

●監獄官の任免異動

非職北海道鹽釜監獄署主殿屬　岡田正章君

任神奈川縣看守長敘判任官五等下級俸を給與せらる

宮崎縣看守副長　伊勢孫右衛門君

任宮崎縣監獄書記兼看守長敘判任官六等上級俸給與都城監獄支署長を命せらる

宮崎縣看守副長　藤田宗惇君

任宮崎縣監獄書記兼看守長敘判任官六等上級俸給與延岡監獄支署長を命せらる

大分縣監獄書記　矢部太一郎君

敘判任官三等、下級俸を給與せらる

北海道鹽釜監獄署部　折田周八君

任北海道鹽釜看守長敘判任官五等下級俸給與函館監獄署詰を命せらる

非職北海道鹽釜監獄署　田中雄熊君

復職の上函館監獄署詰を命せらる

北海道鹽釜看守長兼書記　植村光正君

依願本官幷兼官を免せらる

北海道鹽釜看守長兼警部書記　多賀谷正二郎君

任北海道廳書記兼看守長敘判任官五等上級俸給與札幌監獄署詰を命せらる

兵庫縣副典獄　長谷川信綱君

任兵庫縣監獄書記敘判任官三等上級俸給與姬路監獄支署長を命せらる

兵庫縣看守長　鈴木雄君

兼任兵庫縣監獄書記豐岡監獄支署長を命せらる

る

兵庫縣監獄書記　竹内正彦君

洲本監獄支署長を命せらる

兵庫縣看守長　神崎直次郎君

兼任兵庫縣監獄書記龍野監獄支署長を命せらる

兵庫縣看守長　山田淡君

兼任兵庫縣監獄書記笹山監獄支署長を命せらる

兵庫縣屬　阿部誠一君

任兵庫縣監獄書記叙判任官三等下級俸給與監獄署在勤監獄署役事兼會計課長を命せらる

兵庫縣監獄書記　鷲見專一郎君

監獄署庶務課長心得を命せらる

兵庫縣看守長　丹羽哲郎君

監獄署書守課長心得を命せらる

兵庫縣屬　吉田清直君

任兵庫縣看守長叙判任官六等下給俸給與監獄署在勤を命せらる

兵庫縣看守長　上村徹君

姫路監獄支署在勤を命せらる

宮崎縣看守長　富田通總君

任宮崎縣看守長叙判任官五等下級俸を給與せらる

宮崎縣監獄書記兼看守長　野村龍次郎君

仝　上　三輪錡三君

兼官を命せらる

平木藤太君

任大分縣看守長叙判任官六等下級俸を給せらる

宮城縣看守長兼監獄書記　石井直長君

宮城縣監獄署庶務課長を命せらる

宮城縣監獄書記　後藤祐吉君

宮城縣監獄署會計課長を命せらる

宮城縣看守長　千葉文五郎君

宮城縣監獄書記に叙任せらる

宮城縣看守　岩崎平太夫君

任宮城縣看守長兼監獄書記叙判任官六等下級俸を給せらる

三川玉鳳君

秋月琢郎君

大綱信成君

任福島縣監獄教誨師

渡田直君

關良一君

桧村高知君

棚谷新藏君

藤岡元禮君

任福島縣監獄書

長野縣看守長　安川平二君

任長野縣看守長兼監獄書記叙判任官六等下級俸を給せらる

長野縣看守　土井清彌君

任長野縣看守長叙判任官六等下級俸給與上田監獄支署勤務を命せらる

新潟縣副典獄　福島武司君

任新潟縣監獄書記叙判任官三等上給俸給與獄務課長兼工業課長を命せらる

新潟縣看守長兼書記　杉野喜祐君

任新潟縣看守長兼監獄書記叙判任官五等上級俸給與警守課長を命せらる

新潟縣看守長兼書記　杤堀繁次郎君

任新潟縣看守長兼監獄書記叙判任官六等上級俸給與長岡監獄支署長を命せらる

新潟縣看守長兼書記　長谷川喜一君

任新潟縣看守長監獄書記叙判任官六等下級俸給與新發田監獄支署長を命せらる

新潟縣看守副長兼書記　白石孝忠君

任新潟縣看守長兼監獄書記叙判任官六等

下級俸給與相川監獄支署長を命せらる
非職新潟縣　河村鎌三郎君

任新潟縣監獄書記兼看守長叙判任官五等下級俸給與高田監獄書記兼看守長を命せらる
新潟縣屬　遠山逸平太君

任新潟縣監獄書記叙判任官四等上級俸給與獄務課兼工業課勤務を命せらる
新潟縣書記兼看守副長　西村烈之進君
仝　上　箭田吟二君

任新潟縣看守長兼監獄書記叙判任官六等上級俸給與警守課勤務を命せらる
新潟縣看守長兼書記　河村鋳太郎君

任新潟縣看守長兼監獄書記叙判任官六等上級俸給與警守課兼看守教習教官を命せらる
新潟縣看守　阿部龜之助君

任新潟縣監獄書記兼看守長叙判任官六等下給俸を給與せらる
新潟縣看守　加藤小太郎君

任新潟縣看守長兼監獄書記叙判任官六等下給俸を給與せらる
新潟縣高田監獄支署教誨師　牧野沖君

依願職務を免せらる
山田鹿太君

新潟縣高田監獄支署教誨師を命せらる
福島縣書記　兒玉平次郎君

任福島縣監獄書記兼看守長叙判官五等上級俸を給與せらる
福島縣看守長　山室重明君

任福島縣看守長兼監獄書記叙判任官五等上級俸を給與せらる
福島縣書記　原田美之吉君
仝　上大越光朝君

任福島縣監獄書記兼看守長叙判任官六等上級俸を給與せらる
福島縣書記　橋本利邦君

任福島縣監獄書記兼看守長叙判任官六等上級俸を給與せらる
福島縣看守長　守谷盛一君

任福島縣看守長兼監獄書記叙判任官六等上級俸を給與せらる
福島縣看守長　草野一二君

任福島縣監獄書記兼看守長叙判任官六等下級俸を給與せらる
福島縣看守長　關口爲政君

任福島縣監獄書記兼看守長叙判任官五等下級俸を給與せらる
福島縣書記兼看守長　鎌田憲次郎君

非職を命せらる
宇田德正君

任長野縣監獄書記叙判任官四等下級俸給與松本監獄支署長を命せらる
八木三郎君

任長野縣監獄書記叙判任官五等上級俸給與上田監獄支署長を命せらる
佐藤直重君

任長野縣監獄書記叙判任官五等上級俸給與飯田監獄支署長を命せらる
坪井直彥君

任長野縣監獄書記叙判任官五等上級俸を給與せらる
朝野義之助君

任長野縣看守長兼監獄書記叙判任官五等下給俸給與監獄署守警課長心得を命せらる
君島舊治君

任長野縣看守長叙判任五等下給俸を給與せらる
伊藤博光君

任長野縣監獄書記叙判任官五等上級給與監獄署庶務課長心得を命せらる
大竹岩次郎君

任長野縣看守長兼監獄書記叙判任官六等上級

俸を給與せらる

山崎小五郎君

任長野縣監獄書記兼看守長敘判任官六等上級俸を給與せらる

井上信之助君

○會　告

一會費四ヶ月以上不納の向へは自今本會雜誌の配付を停止すへし

一會費御入金の節は事務所等宛にせられす必す東京集治監官舍石澤謹吾氏宛にて送付ありたし

一通運會社に依り會費御送付の節は是非持込賃御拂ひ有之度又郵便切手代用は二割増とす

一本年九月以前に拂込まれたる會費にして九月以後に殘りたる額は維持會員諸君は月五十錢正員諸君は月七錢の割を以て計算し九月以後の分として領收す

任長野縣看守長兼監獄書記敘判任官六等上級俸を給與せらる

松井總吾君

任長野縣監獄書記兼看守長敘判任官六等下級俸を給與せらる

大日本監獄協會細則

第一條　雜誌ハ實費ヲ以テ會員ニ頒ツ
實費ハ雜誌ニ關スル一切ノ編纂費額ヲ以テ算出スルモノトス
雜誌ニ掲載シタルモノヘ總ヘテ報酬ヲ爲スヲ正則トス

第二條　總裁　一人
推戴員中ヨリ推薦ス
會長　一人
名譽會員中ヨリ撰擧ス
副會長　一人
名譽會員特別會員又ハ維持會員中ヨリ撰擧ス
庶務局長　一人
維持會員中ヨリ撰擧ス
調査局長　一人
維持會員中ヨリ撰擧ス
主幹　二人
維持會員中ヨリ撰擧ス
庶務委員　二人
調査委員　二人
兩局長共同ノ發議ニヨリ會長之ヲ嘱托スルモノトス

議員
典獄及ヒ副典獄又ハ典獄代理
公撰議員　十人
在東京維持會員中ヨリ撰擧ス
特別調査委員
兩局長共同ノ發議ニヨリ會長之ヲ嘱托ス

第三條　總裁ハ本會ヲ提理スルモノトス
會長ハ會務ヲ總理スルモノトス
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
庶務局長ハ左ノ事ヲ掌ル
一　會計ニ關スル事
二　庶務ニ關スル事
三　記錄ニ關スル事
調査局長ハ左ノ事ヲ掌ル
一　雜誌ノ編輯及ヒ印刷
二　海外通信
三　諸起案
四　調査書類ノ記錄
五　統計ニ關スル事
六　特別調査委員ニ關スル事
七　集會ニ關スル事
八　衛生ニ關スル事
庶務委員及ヒ調査委員
庶務又ハ調査ノ事務ヲ分掌スルモノトス
一人　庶務及ヒ會計主任
一人　記錄主任
一人　編輯主任
一人　海外通信主任
議員
會長ノ諮問ニ應スルモノトス
特別調査委員
會長ノ嘱托ニ依リ一事件ヲ調査スルモノトス

第四條　入會ヲ申込マルル節ハ必ラス郵便切手金貳錢ヲ封入スヘシ本會ヨリハ規則、細則并ニ入會申込証ヲ送付スルモノトス

第五條　會費又ハ雜誌實費ハ前納スルモノトス
但シ數月分一時ニ前納スルモ妨ケナシ

明治廿三年七月十二日改正